

意見書

平成 16 年 8 月 24 日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 御中

郵便番号 100-6218

住 所 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号

氏 名 ジェイサット株式会社

代表取締役社長 磯崎 澄

電話番号 [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

1. 電波利用料制度のあり方に関する基本的考え方

電波利用料制度の性格については、現行の電波利用共益費用としての性格を維持しつつ、電波有効利用インセンティブについては、電波の利用状況調査による電波の有効利用度の評価、その結果に基づく電波の再配分計画の策定、無線局免許付与時における審査等により、機能させることが適当であると考えますが、現在は、共益費用と使用料の性格を調和統合させる方向で検討されていることは十分理解しております。今後、使用料の概念を導入し、その具体的な料額を設定するに当たっては、産業の活性化を損なわないよう、個別システムの特性、事業性／サービスへの影響、ユーザーへの影響等につき、十分考慮頂きたいと考えます。

2. 料額を算定するに当たって考慮すべき事項

個別システムの特性として、衛星通信システムに関わる料額算定に当たって、考慮頂きたい点を下記致します。

(1)電波資源という公物の経済的価値を高める事業者の貢献度合い

地上系のシステムについては、外国の無線局と周波数調整することなく使用できる周波数帯が多数存在する一方で、衛星通信システムの場合、国際電気通信連合条約附属無線通信規則に基づき、外国の無線局との周波数調整を経て初めて使用可能となります。その周波数調整においては、衛星通信事業者自身が外国の事業者と詳細な技術的協議を継続的に行うことが必要となり、その結果として、電波の利用条件は変化していくことになります。従いまして、衛星通信システムの場合、電波利用を行うスペース資源としての価値は、衛星通信事業者自らが継続的に作り出している側面もあることを配慮すべきと考えます。

(2)高次の周波数共用を行う衛星システムの電波占有率は非常に低いこと

衛星通信システムについては、同一地域、同一帯域において多数の他衛星（外国衛星を含む。）、固定マイクロ等と周波数共用を実現しているものも多数あり、その場合、同一地域において、特定の周波数を排他的に利用しているシステムと比較し、電波占有率は非常に低いことを考慮すべきと考えます。

(3)同一地域、同一帯域に加え、同一システム内で空中線電力、帯域幅等を比較すべきこと

各システムにより必要とされる技術的特性は全く異なるので、同一地域、同一帯域であっても、空中線電力、帯域幅等を同列に比較すべきではなく、同一システム（固定衛星業務等）内で初めて、空中線電力、帯域幅等を比較すべきと考えます。

(4)同時利用不可能な複数免許における多重課金の回避

- ①同一人工衛星における宇宙運用業務用及び電気通信業務用の人工衛星局免許、さらには放送衛星局免許の周波数は大部分で重複しており、同時利用は不可能であるため、多重課金は回避すべきと考えます。
- ②同一軌道において、人工衛星を更改する場合、同一周波数を同時利用することは不可能であるため、衛星の更改期間中は、多重課金を回避すべきと考えます。

(5)日本をカバーしない無線局の徴収免除

衛星通信システムの中には、必ずしも日本をカバーしないものがあり、このような無線局は日本における周波数の逼迫には影響を及ぼさないことから、使用料部分の徴収は免除されるべきと考えます。

3. 電波利用料(使用料)の使途、支出に関して

(1)電波利用共益費用の支出の効率化及び透明性の確保

電波監視、無線局データベース等の電波利用共益費に係る支出の効率化及び透明性の確保が必要と考えます。

(2)使用料財源による使途範囲の明確化及び支出の透明性の確保

使用料よりの支出がむやみに拡大することのないよう、使用料財源による使途範囲を明確化した上で、その支出内容について、透明性の確保が必要と考えます。

4. 納付義務者の範囲について

(1)免許不要局の扱い

免許不要局についても、電波監視等の恩恵を受けていていることや電波資源という公物を使用していることには変わりはないこと等を考慮すれば、原則として、徴収すべきであると考えます。但し、徴収方法や徴収コスト、使用料徴収における逼迫地域か否かの区別の困難さに起因する問題等を総合的に勘案した上で、最終的には決定すべきと考えます。

(2)国、地方公共団体の扱い

国、地方公共団体の無線局に関しても、原則として、徴収すべきと考えます。但し、消防無線等の国民の生命、身体等の保護に係る極めて公共性の高い一部の無線局に関しては、引き続き減免措置があることは理解します。

(以上

平成 16 年 8 月 24 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

ジェイサット株式会社

意見書の要旨

平成 16 年 8 月 24 日付(PCD-NE-04-012)の意見書の要旨につきましては、下記の通りです。
詳細につきましては、意見書を御参照下さい。

記

1. 電波利用料制度のあり方に関する基本的考え方

電波利用料制度の性格については、現行の電波利用共益費用としての性格を維持しつつ、
電波有効利用インセンティブについては、電波利用料制度とは別の施策により、機能させること
が適当。しかし、現在は、共益費用と使用料の性格を調和統合させる方向で検討されてい
ることは十分理解しており、今後、使用料の概念を導入し、その具体的な料額を設定するに
当たっては、産業の活性化を損なわないよう、様々な点につき、十分考慮頂きたい。

2. 料額を算定するに当たって考慮すべき事項

個別システムの特性として、衛星通信システムに関わる料額算定に当たって、考慮頂きた
い点は下記のとおり。

- (1)電波資源という公物の経済的価値を高める事業者の貢献度合い
- (2)高次の周波数共用を行う衛星システムの電波占有率は非常に低いこと
- (3)同一地域、同一帯域に加え、同一システム内で空中線電力、帯域幅等を比較すべきこと
- (4)同時利用不可能な複数免許における多重課金の回避
- (5)日本をカバーしない無線局の徴収免除

3. 電波利用料(使用料)の使途、支出について

- (1)電波利用共益費用の支出の効率化及び透明性の確保
- (2)使用料財源による使途範囲の明確化及び支出の透明性の確保

4. 納付義務者の範囲について

- (1)免許不要局の扱い

免許不要局についても、原則として、徴収すべき。但し、様々な問題等を総合的に勘案した
上で、最終的には決定すべき。

- (2)国、地方公共団体の扱い

国、地方公共団体の無線局についても、原則として、徴収すべき。但し、国民の生命、身体
等の保護に係る極めて公共性の高い一部の無線局については、引き続き減免措置があるこ
とは理解する。

以上